

はままつ循環経済アワード選考委員会設置要綱

(設置)

第1条 はままつ循環経済アワードの選定にあたり、応募のあった事業を適正かつ合理的に選定するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) はままつ循環経済アワードの審査に関すること。
- (2) 表彰を行う事業の特定・非特定に関すること。
- (3) その他委員会において必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会に委員長を置き、環境部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員会に副委員長を置き、環境部参与をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長を除く委員は、別に定める者とする。

(選考方法)

第5条 委員は、はままつ循環経済アワード実施要綱第4条の要件を満たす事業で、応募のあったものを選考する。

- 2 前項で申込のあった事業について、事務局が内容を確認し、委員会へ報告する。
- 3 委員は、別に定める選考基準に基づき採点を行い、採点結果を踏まえた審議の上、受賞事業の選考をおこなう。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議は、通信により出席することができるものとする。
- 4 委員が会議に出席できないときは、その職務を代理の者に参加させることができる。
- 5 会議の議事は、出席者の3分の2以上の賛成で決定するものとする。

(事務局)

第7条 事務局は環境部一般廃棄物対策課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年6月22日から施行する。